

第52回（令和2年度）

社会保険労務士試験

TAC社会保険労務士講座

模範解答

※この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

※この解答速報はTAC(株)が独自の見解に基づき、サービスとして情報を提供するもので、試験機関による解答について保証するものではありません。

第52回 本 試 験 分 析

◎特徴

1. 選択式…全体的には、基本事項からの出題が多く、例年並みのレベルであった。その一方で、労働基準法であまりなじみのない判例、一般常識科目では、労一で一见難解ととれる形式での統計からの出題があり、戸惑った受験生も多かったのではないかな。
2. 択一式…全体的に昨年と同程度の難易度であり、ここ数年では比較的難易度の高い出題内容であった。労働基準法では、暗記だけでは対応できない出題が散見され、健康保険法は、あまりなじみのない通達からの出題もあり、苦戦した受験生も多かったのではないだろうか。また、労働一般常識で例年出題されてきた労働契約法からの出題がなかったことも特徴的であった。

◎合格ラインの予想

1. 選択式… 総得点 24 点以上 各科目 3 点以上
2. 択一式… 総得点 44 点以上 各科目 4 点以上

合格ライン予想は、本試験終了時点での予想であり「本試験解答分析サービス」の結果を加味する前のものとなっています。最終予想は9月11日(金)より本試験解答分析サービス <http://www.tac-school.co.jp/sokuhou/sharosi/> にてご案内いたします。

◎目標点

※目標点は難易度を基準に設定したものであり科目ごとの合否ラインとは関係がありません。

【選択式】

科目	労基・安衛	労 災	雇 用	労 一	社 一	健 保	厚 年	国 年	計
得点	3	5	5	3	3	4	5	5	33

【択一式】

科目	労基・安衛	労災・徴収	雇用・徴収	労一・社一	健 保	厚 年	国 年	計
得点	7	5 + 3	5 + 3	3 + 3	6	7	8	50

◎選択式問題 科目別コメント

- 労基・安衛…A及びDで2点、BとCのいずれかで1点で、計3点得点したい。B及びCは、判例そのものを見たことがなくても、文脈から推測して正解肢を導くことは可能である。Eはテキストに記載がなく、推測でも選べないため得点は難しいと思われる。
- 労 災 …重要箇所かつ条文ベースの出題であり、確実に5点を確保したい問題。
- 雇 用 …Eは行政手引の内容であるが、基本事項といえるものである。正解することは十分に可能である。また、A～Dいずれも基本事項であるので、確実に得点しておきたい。
- 労 一 …一见すると難解のようであるが、B・C・Dの調査及び空欄前後に記載のある調査項目については、教材で頻繁に取り上げられているため、確実に得点したい。Aについては、得点するのは困難であると思われる。

- 社 一 …A～Eのすべてがテキストに記載がある内容からの出題となっている。あとはどれだけテキストの内容を把握できているかということになってくるが、B、D、Eで確実に得点して3点確保しておきたい。A、Cでプラスαの得点ができるとなおよいだろう。
- 健 保 …A、Bは、基本事項からの出題である。Cは、高額療養費の計算問題であり、Dは、届出先の経由規定に関する改正事項からの出題であるが、難易度は高くない。Eは、これまで出題されたことのない箇所からの出題であり、正解肢を選ぶのは難しいと思われる。
- 厚 年 …いずれも基本的な条文からの出題であり5点取ることも十分可能であると思われる。
- 国 年 …いずれも基本事項からの出題であり、4点以上の得点が可能であると思われる。

◎ 択一式問題 科目別コメント

- 労基・安衛…問1は、使用者の解釈を正確に把握していれば判断が可能であるが、難易度は高い。問2と問3はテキストに記載がなく、得点は難しいと思われる。問4以降は正解肢を導き出すことは可能である。
- 労災・徴収…労災法は、問6 B・Dは、読み方によっては正しいとも誤りとも読みとれるものであり、問7 Aについては厳密には誤りであると思われる。両問とも相対的判断により解答を導くことはできるものと思われるが、問6はB・Dの複数解又は解なしの可能性もあり、問7はA・Dの複数解の可能性がある。徴収法は、全体的に平易な論点からの出題であった。
- 雇用・徴収…雇用法は、問7が難問であり正解を導き出すのは難しい。問7以外は行政手引からの出題が多いが、基本的な内容も含まれているので、正解を導き出すことは難しくないとと思われる。徴収法は、労災側と同様に、全体的に平易な論点からの出題であった。
- 常 識 …労一は、問1の調査は教材でも取り上げているが、正解肢がやや難しいため、得点しづらかったと思われる。法規では、毎年出題されていた労働契約法の出題がなかった。問3・問5の正解肢についてはテキスト等に記載があるため、得点したい。社一は、全体的にかなり細かい事項からの出題はあるものの、正解肢の絞込み自体は容易な問題も多い。問7、8、9で得点して、3点確保しておきたい。問10については、細かい事項からの出題がある上に、迷う構成となっているが、全く得点不可能というものではないと思われる。
- 健 保 …出題実績のある通達に関する問題も散見されたが、全体的に細かい事項からの出題が多く、解答を導き出すのが難しい問題構成である。なお、正解肢とはなっていないが、改正事項からの出題も数問みられた。
- 厚 年 …応用力が問われる設問はそれほど多くはないが、政省令や通達等からの細かい論点を問う設問が所々に置かれているため、問題によっては容易に正答を導きづらい構成になっている。細かい論点を問う設問に惑わされずに消去法等を用いて解けば、テキストで学習した知識で7点以上取ることは十分可能であると思われる。
- 国 年 …半数以上の問題は、正解肢が基本事項であることから正解可能であるが、一部、通常の学習では押さえていない論点の出題も見られた。特に後半に権限の委任等に係る細かな内容からの出題や事例形式の長文が続くため、苦戦した受験生も少なくなかったかもしれない。テキストで学習した知識で取れる問題を確実に得点すれば、8点以上も可能と思われる。

選 択 式 解 答

2020年8月23日14:30時点

[問1] 労働基準法・労働安全衛生法

(労基法96条の2、1項、最一小平成8.11.28
横浜南労働基準監督署長事件、安衛法
21条2項、法66条1項、則45条の2、1項、
則526条1項)

- A ⑬ 工事着手14日前まで
- B ⑯ 時間的、場所的な拘束
- C ⑳ 報酬の支払方法、公租公課の負担
- D ⑦ 6 月
- E ③ 1.5

[問2] 労働者災害補償保険法

(法7条2項、則7条1号)

- A ⑧ 合理的
- B ⑯ 転 任
- C ⑳ 要介護状態
- D ⑤ 介 護
- E ③ 18

[問3] 雇用保険法

(法4条1項、法6条、法38条1項1号、則6
条1項、行政手引20301、行政手引20555)

- A ⑨ 20時間以上
- B ⑯ 31日以上
- C ④ 10
- D ⑰ 公共職業安定所長
- E ② 4

[問4] 労働に関する一般常識

(「雇用動向調査(厚生労働省)」、「就労条件総合調査(厚生労働省)」、「雇用均等基本調査(厚生労働省)」、「労働力調査(総務省)」、「就業構造基本調査(総務省)」)

- A ⑦ 雇用動向調査
- B ⑩ 就労条件総合調査
- C ⑥ 雇用均等基本調査
- D ⑳ 労働力調査
- E ⑨ 就業構造基本調査

[問5] 社会保険に関する一般常識

(「平成29年度社会保障費用統計(国立社会保障・人口問題研究所)」、介保法67
条1項、則103条、国保法13条1項、2項、
確拠法69条、令36条1号)

- A ⑭ 120兆
- B ⑱ 年 金
- C ⑥ 1年6か月
- D ⑦ 1又は2以上の市町村
- E ③ 48,000

[問6] 健康保険法

(法74条1項3号、法82条2項、法115条、法
181条の2、令34条1項、令41条1項、令
42条1項1号、則29条1項、2項)

- A ⑬ 地方社会保険医療協議会に諮問する
- B ⑱ 標準報酬月額が28万円
- C ③ 125,570円
- D ⑧ 所轄公共職業安定所長
- E ⑮ 当該事業の意義及び内容

[問7] 厚生年金保険法

(法31条の2、法44条の3、1項、法78条の2、1項)

- A ⑨ 国民の理解
- B ⑫ 受給権を取得した日から起算して1年を経過した日
- C ⑳ 老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金
- D ⑤ 按分割合
- E ② 2 年

[問8] 国民年金法

(法4条、法37条、法94条の2、2項)

- A ⑪ 国民の生活水準
- B ⑦ 改 定
- C ⑤ 60歳以上65歳未満
- D ⑳ 当該被保険者期間の3分の2
- E ⑬ 実施機関たる共済組合等

択一式解答

2020年8月23日19:30時点

科目名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
労働基準法 労働安全衛生法	D	D	B	D	D	B	B	C	E	A
労災保険法 (徴収法含む)	B	B	C	E	A	D	D	C	D	A
雇用保険法 (徴収法含む)	D	A	C	E	D	C	E	E	C	D
労働及び社会保険 に関する一般常識	D	C	E	B	B	D	C	B	D	B
健康保険法	A	B	B	D	E	A	E	C	C	D
厚生年金保険法	D	A	D	A	E	C	E	C	B	E
国民年金法	B	D	E	B	D	D	C	D	C	A

得点レベル一覧表

【選択式】

科目名	A	B	C	D	E	◎	△	●
労働基準法 労働安全衛生法	◎	△	△	◎	●	2	2	1
労災保険法	◎	◎	◎	◎	◎	5	0	0
雇用保険法	◎	◎	◎	◎	◎	5	0	0
労働一般常識	●	◎	◎	◎	△	3	1	1
社会一般常識	△	◎	△	◎	◎	3	2	0
健康保険法	◎	◎	△	△	●	2	2	1
厚生年金保険法	◎	◎	◎	◎	◎	5	0	0
国民年金法	◎	◎	◎	◎	◎	5	0	0
(◎：確実に得点してほしい △：できれば得点してほしい ●：得点は難しい)						30	7	3

【択一式】

科目名	問 1	問 2	問 3	問 4	問 5	問 6	問 7	問 8	問 9	問10	◎	△	●	
労働基準法 労働安全衛生法	△	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	7	1	2	
労災保険法 (徴収法含む)	◎	◎	●	△	◎	△	◎	◎	◎	◎	7	2	1	
雇用保険法 (徴収法含む)	◎	◎	◎	△	◎	◎	●	◎	◎	◎	8	1	1	
労働及び社会保険 に関する一般常識	△	●	◎	△	◎	△	◎	◎	◎	△	5	4	1	
健康保険法	△	△	△	◎	◎	◎	◎	△	●	△	4	5	1	
厚生年金保険法	◎	◎	◎	△	◎	●	△	△	△	◎	5	4	1	
国民年金法	△	◎	◎	◎	△	◎	◎	●	△	◎	6	3	1	
(◎：確実に得点してほしい ●：得点は難しい)											個数	42	20	8
											%	60	29	11

択一式解答・解説（科目別）

労働基準法及び労働安全衛生法

〔問 1〕 正解 D

- A × 法10条。株式会社において「事業主」とは、法人そのものをいう。
- B × 法10条、昭和22.9.13発基17号。労働基準法の使用主とは、同法各条の義務についての履行の責任者をいい、形式にとらわれることなく、同法各条の義務について実質的に一定の権限を与えられているか否かによるものと解されている。したがって、設問のように「係長に与えられている責任と権限の有無にかかわらず、係長が『使用主』になることはない」とする記述は誤りである。
- C × 法10条、昭和22.9.13発基17号。労働基準法各条の義務についての実質的な権限が与えられておらず、単に上司の命令の伝達者にすぎない場合は、同法上の使用主とみなされない。したがって、設問のように「課長がたまたま事業主等の上位者から権限外の事項について命令を受けて単にその命令を部下に伝達しただけ」の場合は、その伝達は課長が使用主として行ったこととはならない。
- D ○ 法10条、昭和63.3.14基発150号。設問の通り正しい。
- E × 法10条、労働者派遣法44条、平成20.7.1基発0701001号。派遣先における指揮命令権者も、一部の規定については、労働者派遣法44条に定める労働基準法の適用に関する特例の規定に基づき、労働基準法の使用主となる。

〔問 2〕 正解 D

- A × 法106条。就業規則については、その全文を周知させなければならない。なお、労働基準法及び労働安全衛生法に基づく命令については、設問の通り、その要旨を労働者に周知させることで足りる。
- B × 法106条、平成12.1.1基発1号。設問の周知は、対象労働者に限らず、全ての労働者に対して行うことが義務付けられている。

- C × 法102条。労働基準監督官が、設問の賃金及び割増賃金の不払について事業主の財産を差し押さえる職務を行う旨の規定はない。なお、設問文前半の、「労働基準法違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う」旨の記述は正しい。
- D ○ 則59条。設問の通り正しい。
- E × 則57条1項。使用者は、事業を開始した場合にはその事実を所轄労働基準監督署長に報告しなければならないが、事業を廃止した場合に所轄労働基準監督署長に報告する旨の規定はない。

〔問 3〕 正解 B

- A ○ 法64条の3, 2項、女性則2条1項1号、3条。設問の通り正しい。
- B × 法64条の3, 2項、女性則2条1項24号、3条。「さく岩機、鉋打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務」に就かせてはならないこととされているのは、妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性であり、すべての女性について、当該業務に就かせることが制限されているわけではない。
- C ○ 法64条の3, 1項、女性則2条1項4号。設問の通り正しい。
- D ○ 法64条の3, 1項、女性則2条1項14号、2項。設問の通り正しい。設問の業務に就かせてはならないこととされているのは、妊娠中の女性であり、産後1年を経過しない女性について当該業務に就かせることは、制限されていない。
- E ○ 法64条の3, 1項、女性則2条1項7号、2項。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 D

- A ○ 法3条。設問の通り正しい。
- B ○ 法5条、昭和63. 3. 14基発150号。設問の通り正しい。
- C ○ 法6条、昭和23. 3. 2基発381号。設問の通り正しい。

- D × 法7条、昭和23.10.30基発1575号。設問の場合は、労働基準法7条違反となる。
- E ○ 法11条、昭和30.10.10基発644号。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 D（ア・イ・ウ・オの四つ）

- ア ○ 法14条1項1号、平成15.10.22基発1022001号。設問の通り正しい。
- イ ○ 法15条1項、平成11.3.31基発168号。設問の通り正しい。
- ウ ○ 法20条、昭和33.2.13基発90号。設問の通り正しい。
- エ × 法20条、昭和63.3.14基発150号。使用者の重過失による火災で事業場が焼失した場合は、解雇予告が除外される「天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合」には含まれない。
- オ ○ 法23条。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 B

- A ○ 法32条、昭和33.10.11基収6286号。設問の通り正しい。
- B × 法32条の3,4項。1箇月以内の清算期間を定めてフレックスタイム制を実施する場合には、設問の労使協定を行政官庁に届け出る必要はない。
- C ○ 法36条3項、4項。設問の通り正しい。
- D ○ 法37条、最一小昭和35.7.14小島撚糸事件。設問の通り正しい。
- E ○ 法39条7項、則24条の6。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 B

- A × 法89条、昭和23.10.30基発1575号。設問の内容を就業規則に記載するか否かは、当事者の自由であるとされている。
- B ○ 法90条、昭和23.10.30基発1575号。設問の通り正しい。

- C × 法89条、昭和61.6.6基発333号。派遣元の使用人が労働基準法89条の就業規則の作成義務を負うのは、派遣中の労働者とそれ以外の労働者を合わせて常時10人以上の労働者を使用している場合とされているため、設問の場合は同条の就業規則の作成義務を負う。
- D × 法89条。労働基準法89条の就業規則の作成義務が課せられる要件である「常時10人以上の労働者を使用する」については、企業単位ではなく事業場を単位としてみるものである。したがって、設問のように2つの工場がそれぞれ独立した事業場と考えられる場合には、いずれの工場も「常時10人以上の労働者を使用する」との要件を満たさず、就業規則の作成義務を負わない。
- E × 法91条、昭和63.3.14基発150号。設問の場合は労働基準法91条（制裁規定の制限）による制限を受けない。

【問 8】 正解 C

- A × 法66条の8,1項、則52条の2,1項。「1月当たり60時間を超え」ではなく、正しくは「1月当たり80時間を超え」である。
- B × 法66条の8の2,1項、則52条の7の2,1項。「1月当たり80時間を超えた場合」ではなく、正しくは「1月当たり100時間を超えた場合」である。
- C ○ 法66条の8の4,1項、則52条の7の4,1項。設問の通り正しい。
- D × 法66条の8の3、平成31.3.29基発0329第2号。労働時間の状況の把握に関して、高度プロフェッショナル制度により労働する労働者はその対象から除かれるが、労働基準法第41条によって労働時間等に関する規定の適用が除外される労働者はその対象となる。
- E × 法66条の8,3項、則52条の6,1項他。設問の記録を保存すべき年限は「5年」とされている。

〔問 9〕 正解 E

- A ○ 法2条2号、3号、昭和47.9.18発基91号。設問の通り正しい。
- B ○ 昭和47.9.18発基91号。設問の通り正しい。
- C ○ 法10条2項、昭和47.9.18基発602号。設問の通り正しい。
- D ○ 法3条2項、3項。設問の通り正しい。
- E × 法119条1号、法122条。法人の従業者が設問の違反行為をしたときは、行為者として罰則の対象となる。

〔問 10〕 正解 A

- A × 法59条1項、則35条1項。臨時に雇用する労働者についても、雇い入れ時の安全衛生教育は行わなければならない。
- B ○ 法59条2項、則35条1項。設問の通り正しい。
- C ○ 法59条、法60条、昭和47.9.18基発602号。設問の通り正しい。
- D ○ 法59条3項、則36条5号。設問の通り正しい。
- E ○ 法60条、令19条2号。設問の通り正しい。

労働者災害補償保険法
(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 1〕 正解 B

- A ○ 法12条の2の2, 2項。設問の通り正しい。
- B × 法12条の2の2, 2項。業務遂行中の負傷の原因となった事故が、負傷した労働者の故意の犯罪行為によって生じた場合には、政府は保険給付の全部又は一部を行わないことができる。
- C ○ 法12条の2の2, 2項。設問の通り正しい。
- D ○ 法12条の2の2, 2項。設問の通り正しい。
- E ○ 法12条の2の2, 2項。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 B

- A ○ 法10条。設問の通り正しい。
- B × 法10条。設問の場合、労働者が行方不明となった日に、当該労働者は死亡したものと推定する。
- C ○ 法12条の3, 1項。設問の通り正しい。
- D ○ 法12条の3, 2項。設問の通り正しい。
- E ○ 法11条1項。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 C

- A ○ 則46条の18, 2号イ。設問の通り正しい。
- B ○ 則46条の18, 3号へ。設問の通り正しい。
- C × 則46条の18, 1号イ(2)。設問の「1メートル」を「2メートル」と読み替えると、正しい記述となる。
- D ○ 則46条の18, 5号ロ。設問の通り正しい。
- E ○ 則46条の18, 4号。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 E（ア・イ・ウ・エ・オの五つ）

- ア ○ 法46条、法51条1号。設問の通り正しい。
- イ ○ 法46条、法51条1号。設問の通り正しい。
- ウ ○ 法46条、法51条1号。設問の通り正しい。
- エ ○ 法48条1項、2項、法51条2号。設問の通り正しい。
- オ ○ 法48条1項、2項、法51条2号。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 A

- A ○ 法15条2項、法別表第2、則14条1項、5項、則別表第1、昭和50.9.30基発565号、平成16.6.4基発0604002号。設問の通り正しい。設問は、いわゆる加重の場合に該当し、その障害補償給付の額は、現在の身体障害の該当する障害等級に応ずる障害補償給付の額（給付基礎日額の223日分）から、既にあつた身体障害の該当する障害等級に応ずる障害補償給付の額（給付基礎日額の156日分）を差し引いた額（給付基礎日額の67日分）となる。
- B × 法15条2項、法別表第2、則14条1項、5項、則別表第1、昭和50.9.30基発565号、平成16.6.4基発0604002号。解説A参照。
- C × 法15条2項、法別表第2、則14条1項、5項、則別表第1、昭和50.9.30基発565号、平成16.6.4基発0604002号。解説A参照。
- D × 法15条2項、法別表第2、則14条1項、5項、則別表第1、昭和50.9.30基発565号、平成16.6.4基発0604002号。解説A参照。
- E × 法15条2項、法別表第2、則14条1項、5項、則別表第1、昭和50.9.30基発565号、平成16.6.4基発0604002号。解説A参照。

〔問 6〕 正解 D

A × 法14条1項、特別支給金規則3条1項。設問の場合、(所定労働時間労働した場合に支払われる賃金の額＝給付基礎日額の100%とすると)休業補償給付の額は(給付基礎日額の100%－給付基礎日額の20%)×100分の60、休業特別支給金の額は(給付基礎日額の100%－給付基礎日額の20%)×100分の20であり、これらの額(と設問の労働に対して支払われる賃金の額)を合わせても、給付基礎日額の100%とならない。

B × 法19条。設問の場合のほか、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後3年を経過した日後において傷病補償年金を受けることとなった場合においても、傷病補償年金を受けることとなった日において、当該使用者は労働基準法81条の規定による打切補償を支払ったものとみなされ、解雇制限が解除される。

※ 本設問については、「打切補償を支払ったものとみなされ、・・・解雇制限は解除される」のは、「療養開始後3年を経過した日において傷病補償年金を受けている場合」に限られないことから、誤りの内容と判断している。なお、『その日(療養開始後3年を経過した日)において、』打切補償を支払ったものとみなされ、・・・解雇制限は解除される」のは、「療養開始後3年を経過した日において傷病補償年金を受けている場合」に限られる。

C × 法16条の2,1項。労働者の死亡の当時、死亡した労働者Yの19歳の子については、厚生労働省令で定める障害の状態にある場合でなければ、遺族補償年金の受給資格者とならない。

D ○ 法15条1項、則14条3項。身体障害が2つある場合で、一方の障害が第14級に該当するときは、障害等級の繰上げは行われず、重い方の身体障害の該当する障害等級による。

※ 本設問については、「身体障害が2以上ある場合」としており、設問文の第14級の障害のほかに障害が複数あること(例えば、設問文の第14級のほか、第13級が2つある場合など)が考えられ、このような場合には障害等級の繰上が行われることとなる。ただし、設問文中の「一方の」とする表現から、障害は2つ(設問文の第14級の障害のほかに障害は1つのみ)であると判断した。

- E × 法19条の2、則18条の3の4,1項、則18条の3の5,2項、3項。介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない月（支給すべき事由が生じた月を除く。）であっても、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日がある月については、厚生労働省令で定める最低保障額が支給される。また、「介護に要した費用の額の証明書」は、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合に限り、添付するものとされている。

【問 7】 正解 D

- A ○ 特別支給金規則6条4項。設問の通り正しい。
- ※ 算定基礎年額の上限額である150万円については、スライド制が適用される場合には、150万円をスライド率で除して得た額とされている。したがって、スライド率が1を下回るときには、算定基礎年額が150万円を超える場合もあり得ることとなり、厳密には正しいといえない。
- B ○ 特別支給金規則5条の2,2項、同則11条2項、昭和52.3.30基発192号、昭和56.6.27基発393号。設問の通り正しい。なお、傷病特別支給金及び傷病特別年金の支給の申請は、傷病（補償）年金が（請求ではなく）所轄労働基準監督署長の職権により支給されるものであるから、その支給の請求と同時に行うことはない。
- C ○ 特別支給金規則20条。設問の通り正しい。いわゆる第三者行為災害による損害賠償との調整は、特別支給金については行われない。
- D × 特別支給金規則3条6項。設問の「5年」を「2年」と読み替えると、正しい記述となる。
- E ○ 特別支給金規則20条。設問の通り正しい。国民年金及び厚生年金保険の年金たる保険給付との調整は、特別支給金については行われない。

〔問 8〕 正解 C

- A × 則7条。「立木の伐採の事業」については、請負事業の一括の対象とはされていない。
- B × 法8条1項。請負事業の一括は、届け出ることによって行われるのではなく、法律上当然に行われる。
- C ○ 法8条1項、則7条。設問の通り正しい。
- D × 法8条1項。厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合には、「この法律の規定の適用については」、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみを当該事業の事業主とする。
- E × 法8条1項。請負事業の一括が行われた場合には、元請負人のみを当該事業の事業主とするため、「所轄都道府県労働局歳入徴収官は、下請負人に対して、その請負金額に応じた保険料を納付するよう請求することができる」とする規定はない。

〔問 9〕 正解 D

- A ○ 法12条3項。設問の通り正しい。
- B ○ 法12条3項。設問の通り正しい。
- C ○ 法12条3項。設問の通り正しい。
- D × 法12条3項。「令和元年度から令和3年度」ではなく、「令和2年度から令和4年度」である。継続事業のメリット制は、「連続する3保険年度中の最後の3月31日において労災保険に係る保険関係が成立した後3年以上経過したもの」が対象となる。
- E ○ 法9条、法12条3項。設問の通り正しい。継続事業の一括が行われた場合、指定事業以外の事業については労働保険の保険関係が「消滅する」ため、指定事業以外の事業に係る一括前の保険料及び一括前の災害に係る給付は、指定事業のメリット収支率の算定基礎に算入しない。

〔問 10〕 正解 A

- A ○ 法13条。設問の通り正しい。
- B × 則21条1項ただし書。当該月数に1月未満の端数があるときはその月数を「切り捨てる」のではなく、「これを1月とする」である。
- C × 則21条、則22条、則別表第4。特別加入保険料算定基礎額は、原則として、特別加入者の種別を問わず、「特別加入保険料算定基礎額表（則別表第4）」に定められているため、「第2種特別加入者の特別加入保険料算定基礎額は第1種特別加入者のそれよりも原則として低い」という規定はない。
- D × 則23条、則別表第5。第2種特別加入保険料率は、「第2種特別加入保険料率表（則別表第5）」に定められており、事業又は作業の種類に応じてそれぞれ定められている。
- E × 法14条2項、法14条の2,2項。第2種特別加入保険料率は、「第2種特別加入者に係る保険給付及び社会復帰促進等事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならない」とされており、第3種特別加入保険料率についても当該規定を準用するものとされている。

雇 用 保 険 法

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 1〕 正解 D

- A × 法83条1号、法86条1項。行為者も罰せられる。
- B × 則11条1項。設問の場合は、当該届出をした事業主のみならず、被保険者でなくなったことの事実がないと認められた者に対しても通知しなければならない。
- C × 法6条6号、行政手引20604。雇用保険の被保険者が設問の者（法6条6号の者）に該当するに至ったときは、「その日の属する月の翌月の初日から」ではなく、「その日に」雇用保険の被保険者資格を喪失したものとして取り扱われる。
- D ○ 法4条1項、行政手引20551。設問の通り正しい。
- E × 行政手引20556。設問の者は、「当該認可の申請がなされた日」ではなく「任意加入の認可があった日」に被保険者資格を取得する。

〔問 2〕 正解 A

- A ○ 行政手引51254。設問の通り正しい。
- B × 行政手引51252。失業の認定は、受給資格者本人の求職の申込みによって行われるものであるから、代理人による失業の認定はできない。なお、①未支給給付を請求しようとする場合（受給資格者が死亡した場合）又は②受給資格者が公共職業訓練等を行う施設に入校中の場合には、代理人による失業の認定を受けることができる。
- C × 行政手引51254。設問の者については、労働の意思を有するものとして取り扱うことはできない。

- D × 行政手引50102、行政手引51254。雇用保険の被保険者となり得る短時間就労を希望する場合は、労働の意思を有するものと推定されるが、設問のように雇用保険の被保険者となり得ない短時間就労を希望する者は、労働の意思を有するものと推定されない。
- E × 行政手引51254。書類選考、筆記試験、採用面接等が一の求人に係る一連の選考過程である場合には、そのいずれまでを受けたかにかかわらず、一の応募として取り扱われる。

〔問 3〕 正解 C

- A ○ 法24条。設問の通り正しい。
- B ○ 法24条の2, 1項、2項。設問の通り正しい。なお、個別延長給付の適用対象者となるのは、就職が困難である受給資格者以外の受給資格者のうち特定理由離職者（希望に反して契約更新がなかったことにより離職した者に限る。）である者若しくは特定受給資格者又は就職が困難である受給資格者であって、一定の要件に該当するものである。
- C × 法25条1項、令6条1項。広域延長給付の対象となるのは、その地域における基本手当の初回受給率が全国平均の「2倍」を超え、かつ、その状態が継続すると認められる場合である。
- D ○ 法27条2項。設問の通り正しい。
- E ○ 法附則5条1項。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 E

- A × 法37条1項、行政手引53002。疾病又は負傷のため職業に就くことができない状態が当該受給資格に係る離職前から継続している場合には、傷病手当は支給されない。
- B × 法37条1項、行政手引53002。設問の場合には、傷病手当は支給されない。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- C × 法37条1項、行政手引53002。つわり又は切迫流産（医学的に疾病と認められるものに限る。）のため職業に就くことができない場合には、その原因となる妊娠（受胎）の日が求職申込みの日前であっても当該つわり又は切迫流産が求職申込後に生じた場合には、傷病手当が支給され得る。
- D × 法37条4項、行政手引53004。訓練延長給付に係る基本手当を受給中の受給資格者については、傷病手当は支給されない。
- E ○ 法37条1項、行政手引53002。設問の通り正しい。求職の申込みの時点においては疾病又は負傷にもかかわらず職業に就くことができる状態にあった者が、その疾病又は負傷のため職業に就くことができない状態になった場合は、傷病手当の支給要件に該当する。

〔問 5〕 正解 D

- A ○ 法52条1項3号、行政手引90704。設問の通り正しい。
- B ○ 法34条2項。設問の通り正しい。
- C ○ 法32条1項、法56条の3,1項1号イ、則82条。設問の通り正しい。給付制限期間中の就職については、就業手当が支給される場合がある。
- D × 法61条の8,2項。不正受給により育児休業給付金の支給停止処分を受けた受給資格者が、新たに育児休業給付金の支給要件を満たしたときは、新たな受給資格に係る育児休業給付金を受けることができる。
- E ○ 法61条の3,1号。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 C

- A ○ 法78条。設問の通り正しい。
- B ○ 法79条1項。設問の通り正しい。
- C × 法74条1項。設問の権利については、「この権利を行使することができることを知った時から」ではなく「これらを行行使することができる時から」2年を経過したときは、時効によって消滅する。
- D ○ 法69条2項。設問の通り正しい。

E ○ 法70条。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 E

A × 則120条、則125条10項、則139条の3。地方公営企業法第3章の規定を受ける地方公共団体の経営する企業は、支給要件を満たせば障害者職業能力開発コース助成金を受けることができる。

B × 則139条2項。女性活躍加速化コース助成金の支給対象となるのは、定めた一般事業主行動計画を厚生労働大臣に届け出て、当該一般事業主行動計画を労働者に周知させるための措置を講じ、かつ、当該一般事業主行動計画を公表した、常時雇用する労働者の数が「300人を超えない」事業主である。

C × 則130条1項。高年齢受給資格者も、職場適用訓練の対象となる受給資格者に含まれる。

D × 則125条7項。一般職業訓練実施計画を提出した日の前日から起算して6か月前の日から都道府県労働局長に対する当該助成金の受給についての申請書の提出日までの間、一般職業訓練に係る事業所の労働者を、労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主については、特別育成訓練コース助成金は支給され得る。

E ○ 則123条。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 E

A ○ 則27条1項カッコ書。設問の通り正しい。設問の場合、6月1日から9月30日までの間に保険関係が成立した事業であるため、概算保険料を2回に分けて納付することができ、最初の期分の納付期限は保険関係成立の日の翌日から起算して50日である8月20日となる。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- B ○ 則28条1項カッコ書、則28条2項。設問の通り正しい。設問の場合、保険関係成立の日からその日の属する期の末日までの期間が2月以内であるため、その日の属する期の次の期の末日（11月30日）までを第1期とし、最初の期分の納付期限は保険関係成立の日の翌日から起算して20日である6月21日となる。
- C ○ 則30条2項。設問の通り正しい。設問の場合、7月1日に保険料算定基礎額の増加が見込まれることから、当該増加概算保険料を3回に分けて納付することができ、最初の期分の納付期限は増加が見込まれた日の翌日から起算して30日である7月31日となる。
- D ○ 法1条。設問の通り正しい。
- E × 法12条5項。「同意を得て」ではなく、「意見を聴いて」である。

【問 9】 正解 C

- A ○ 則38条の2。設問の通り正しい。
- B ○ 則38条の5。設問の通り正しい。
- C × 法23条6項。「使用期間が終了するまで返還してはならない」という規定はない。なお、使用する日雇労働被保険者から日雇労働被保険者手帳の提出を受けた事業主は、その者から請求があったときは、これを返還しなければならない。
- D ○ 則40条2項。設問の通り正しい。
- E ○ 則42条4項。設問の通り正しい。

【問 10】 正解 D

- A × 法41条2項。政府が行う徴収金の徴収の告知は時効の更新の効力を「生ずる」。
- B × 行審法18条1項、2項。設問の期間を超えた場合であっても、「正当な理由があるとき」は、審査請求をすることができる。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- C × 法31条1項1号。「当該事業に係る一般保険料の額」ではなく、「当該事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に応ずる部分の額」である。
- D ○ 法31条1項、2項。設問の通り正しい。
- E × 法11条1項、法15条1項1号。設問のような規定はない。なお、令和元年度までの一般保険料額の算定においては、雇用保険に係る保険関係が成立している事業の事業主が、その事業に、保険年度の初日（4月1日）において64歳以上の高年齢労働者であって、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外のものを使用する場合、当該高年齢労働者に支払う賃金総額に雇用保険率を乗じて得た額が、一般保険料の額から免除された。

労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

〔問 1〕 正解 D

- A ○ 「平成30年若年者雇用実態調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。
- B ○ 「平成30年若年者雇用実態調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。
- C ○ 「平成30年若年者雇用実態調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。
- D × 「平成30年若年者雇用実態調査（厚生労働省）」。全労働者に占める若年労働者の割合は27.3%となっており、その内訳は若年正社員が17.2%、正社員以外の若年労働者が10.2%となっている。若年正社員は若年労働者の「約半分」ではなく、「6割を超え（ $17.2 \div 27.3 \div 63\%$ ）」ている。
- E ○ 「平成30年若年者雇用実態調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。最終学校卒業後に初めて勤務した会社で現在も働いているかどうかについてみると、「勤務している」が50.9%、「勤務していない」が47.4%となっている。

〔問 2〕 正解 C

- A × 「平成30年労働安全衛生調査（実態調査）（常用労働者10人以上の民営事業所を対象）（厚生労働省）」。傷病を抱えた何らかの配慮を必要とする労働者に対して、治療と仕事を両立できるような取組を行っている事業所の割合は「55.8%」となっている（「約3割」ではない。）。
- B × 「平成30年労働安全衛生調査（実態調査）（常用労働者10人以上の民営事業所を対象）（厚生労働省）」。産業医を選任している事業所の割合は29.3%（設問の通り、約3割）となっており、産業医の選任義務がある事業所規模50人以上でみると、「84.6%」となっている（「ほぼ100%」ではない。）。
- C ○ 「平成30年労働安全衛生調査（実態調査）（常用労働者10人以上の民営事業所を対象）（厚生労働省）」。設問の通り正しい。メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は59.2%となっている。

- D × 「平成30年労働安全衛生調査（実態調査）（常用労働者10人以上の民営事業所を対象）（厚生労働省）」。受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所の割合は「88.5%」となっている（「約6割」ではない。）。
- E × 「平成30年労働安全衛生調査（実態調査）（常用労働者10人以上の民営事業所を対象）（厚生労働省）」。強いストレスとなっている内容をみると、「仕事の質・量」（59.4%）、「仕事の失敗、責任の発生等」（34.0%）、「対人関係（セクハラ・パワハラを含む。）」（31.3%）が上位3つを占めている。

【問 3】 正解 E

- A × 育児介護休業法7条1項。育児休業の申出をした労働者は、その後当該申出に係る育児休業開始予定日とされた日の前日までに、厚生労働省令で定める事由が生じた場合には、その事業主に申し出ることにより、当該申出に係る育児休業開始予定日を「1回に限り」当該育児休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる」とされている。
- B × パートタイム・有期雇用労働法9条、平成30.12.28厚労告430号。パートタイム・有期雇用労働法9条において、「事業主は、職務の内容が通常の労働者との短時間・有期雇用労働者であって、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されることが見込まれるものについては、短時間・有期雇用労働者であることを理由として、基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、差別的取扱いをしてはならない」とこととされているが、指針〔短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（平成30.12.28厚労告430号）〕によれば、設問の場合は問題とならないとしている。

- C × 障害者雇用促進法43条3項、同法施行規則6条。対象障害者である労働者の数の算定に当たって、対象障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である常時雇用する労働者をいう。）は、その1人をもって、「0.5人」の対象障害者である労働者に相当するものとみなされる。
- D × 個別労働紛争解決促進法1条、平成13.9.19厚労省発地129号、基発832号、職発568号、雇発610号、政発218号。法1条の「労働関係」とは、労働契約又は事実上の使用従属関係から生じる労働者と事業主の関係をいうこととされている。
- E ○ 青少年雇用促進法11条。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 B

- A ○ 労働組合法2条2号、法7条3号。設問の通り正しい。団体の運営のための経費の支出につき使用者の経理上の援助を受けるものは、労働組合法上の労働組合とはならず、また、使用者が労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えることは不当労働行為として禁止されているが、設問のように「使用者から最小限の広さの事務所の供与を受けて」いても、労働組合法上の労働組合の要件に該当するとともに、不当労働行為には該当しない。
- B × 最三小昭和50.11.28国労広島地本組合費請求事件。「労働組合の規約により組合員の納付すべき組合費が月を単位として月額で定められている場合には、組合員が月の途中で組合から脱退したときでも、特別の規定又は慣行等のない限り、その月の組合費の全額を納付する義務を免れないものというべきであり、所論のように脱退した日までの分を日割計算によって納付すれば足りると解することはできない。」とするのが、最高裁判所の判例である。
- C ○ 労働組合法5条2項8号。設問の通り正しい。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- D ○ 最小平成元. 12. 14三井倉庫港運事件。設問の通り正しい。
- E ○ 最小平昭和50. 4. 25丸島水門事件。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 B（アとエ）

ア × 社労士法2条1項1号の6。社会保険労務士が、個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続であって、個別労働関係紛争の民間紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として厚生労働大臣が指定するものが行うものについて、単独で紛争の当事者を代理する場合、紛争の目的の価額の上限は「120万円」とされている。

イ ○ 平成27. 3. 30基発0330第3号、年管発0330第3号。設問の通り正しい。

ウ ○ 社労士法14条の12, 1項。設問の通り正しい。

エ × 社労士法25条の33。社会保険労務士会は、所属の社会保険労務士又は社会保険労務士法人が社会保険労務士法若しくはこの法律に基づく命令又は労働社会保険諸法令に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができるとされている。

オ ○ 社労士法27条の2。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 D

A × 確給法28条1項。加入者である期間を計算する場合には、月によるものとし、加入者の資格を取得した月から加入者の資格を喪失した「月の前月」までをこれに算入する。なお、規約で別段の定めをした場合にあっては、この限りでないとされていることについては、設問の通りである。

B × 確給法55条2項。加入者は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、事業主が拠出すべき掛金の「一部」を負担することができるのであり、「全部」を加入者が負担することはできない。

- C × 確給法33条。確定給付企業年金の年金給付の支払期間及び支払期月は、終身又は「5年」以上にわたり、年1回以上定期的に支給するものでなければならない。なお、設問のその他の記述は正しい。
- D ○ 確給法39条。設問の通り正しい。
- E × 確給法40条。老齢給付金の受給権は、「老齢給付金の受給権者が死亡したとき」、「老齢給付金の支給期間が終了したとき」のほか、「老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき」についても、消滅する。

〔問 7〕 正解 C

- A ○ 船保法118条。設問の通り正しい。
- B ○ 船保法2条9項1号、法35条。設問の通り正しい。
- C × 船保法69条1項。船員保険法の規定による傷病手当金には、待期間間は設けられていないため、職務外の事由による疾病又は負傷等につき療養のため職務に服することができなくなったときは、その初日から傷病手当金が支給される。
- D ○ 船保法41条1項。設問の通り正しい。
- E ○ 船保法93条。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 B

- A ○ 児童手当法3条1項。設問の通り正しい。
- B × 児童手当法8条4項。児童手当は、毎年「2月、6月及び10月」の3期に、それぞれの前月までの分を支払う。なお、設問のその他の記述は正しい。
- C ○ 児童手当法9条1項。設問の通り正しい。なお、児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。
- D ○ 児童手当法12条1項。設問の通り正しい。
- E ○ 児童手当法31条。設問の通り正しい。

〔問 9〕 正解 D

- A ○ 社審法5条1項。設問の通り正しい。
- B ○ 社審法5条の2。設問の通り正しい。
- C ○ 社審法10条5項。設問の通り正しい。社会保険審査官及び社会保険審査会法第9条第1項によれば、社会保険審査官は、審査請求がされたときは、同法の規定により審査請求を却下する場合を除き、政令で定めるところにより、原処分をした保険者（石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者、国民年金基金、健康保険法若しくは船員保険法の規定により健康保険若しくは船員保険の事務を行う厚生労働大臣等を含む。）及びその他の利害関係人に通知しなければならないとされているが、同法第10条第1項の規定により職権でその執行を停止したとき、又は、同条第2項の規定によりその執行の停止を取り消したときは、審査請求人及び上記の通知（同法第9条第1項による通知）を受けた保険者以外の利害関係人に通知しなければならない。
- D × 社審法12条の2。審査請求の取下げは、口頭ではできず、文書でなければならない。なお、設問における審査請求の取下げに関するその他の記述は正しい。
- E ○ 社審法32条1項。設問の通り正しい。なお、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法等の保険料等の賦課等に関して不服がある場合の社会保険審査会に対する審査請求については、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができないとされている。

〔問 10〕 正解 B

- A × 介保法66条1項、則99条。設問の場合には、被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付の手続きではなく、原則として、被保険者証に「支払方法変更の記載」をする手続きが行われる。この支払方法変更の記載を受けた要介護被保険者等が当該支払方法の変更の記載がなされている間に受けた居宅介護サービス費の支給等については、現物給付の方法による保険給付の支払は行われず、償還払いの方法による保険給付の支払が行われることになる。

B ○ 国保法63条の2。設問の通り正しい。

C × 船保法120条2項。後期高齢者医療制度の被保険者である船員保険の被保険者に対する船員保険の保険料額は、標準報酬月額及び標準賞与額に「災害保健福祉保険料率」のみを乗じて算定される。なお、船員保険の被保険者に係る保険料額については、以下のように算定するものとされており、以下の「一般保険料率」は、後期高齢者医療制度の被保険者以外の者については、「疾病保険料率と災害保健福祉保険料率を合算した率」であり、後期高齢者医療制度の被保険者については、「災害保健福祉保険料率」のみとなっている。

＜介護保険第2号被保険者である船員保険の被保険者＞

$$\left. \begin{array}{l} \text{標準報酬月額及び標準賞与額} \times \text{一般保険料率} \\ \text{標準報酬月額及び標準賞与額} \times \text{介護保険料率} \end{array} \right\} \text{合算した額}$$

＜介護保険第2号被保険者以外の船員保険の被保険者＞

$$\text{標準報酬月額及び標準賞与額} \times \text{一般保険料率}$$

- ※・災害保健福祉保険料率…船員保険の職務上疾病・年金給付、保健福祉事業等に充てる保険料の算定に用いる率
- ・疾病保険料率…船員保険の職務外疾病給付等に充てる保険料の算定に用いる率

D × 高齢者医療確保法67条1項、令7条2項、3項1号、則32条、設問の後期高齢者医療制度の被保険者は、課税所得が145万円以上の一定以上所得者に該当するものであり、かつ、1割負担の適用の要件[設問の場合、単身世帯：年間収入383万円未満（単身世帯以外：年間収入520万円未満）]を満たすものであるが、この場合に1割負担の適用を受けるには、被保険者による申請が必要であり、後期高齢者医療広域連合の職権によることはできない。

E × 児童手当法5条1項、法附則2条。設問の児童手当の所得制限に係る所得の算定は、支給要件児童を養育している者（受給資格者）本人の所得のみによるものであり、配偶者及び扶養義務者の所得の如何は問われない。設問の場合は、父母のどちらが受給資格者であるかは明らかではないが、父母のそれぞれの所得は所得制限額を下回っているため、両者の所得を合算して所得制限額を上回っているとしても、児童手当の所得制限は適用されず、特例給付の対象とならない。

健康保険法

〔問 1〕 正解 A

- A × 法198条1項。設問の「全国健康保険協会」は、正しくは「厚生労働大臣」である。厚生労働大臣は、保険料に関して必要があると認めるときは、事業主に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- B ○ 法161条1項、昭和2.9.2保理3240号。設問の通り正しい。
- C ○ 法63条4項。設問の通り正しい。
- D ○ 法3条1項9号イ、(24) 法附則46条1項、平成28.5.13保保発0513第1号。設問の通り正しい。
- E ○ 令25条の2。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 B

- A × 法71条2項1号、平成10.7.27老発485号・保発101号。設問の医師、歯科医師又は薬剤師については、取消し後2年が経過した日に再登録が行われたものとみなされるのではなく、取消し後2年未満で再登録が認められる。保険医又は保険薬剤師の登録の取消しが行われた場合には、原則として取消し後5年間は、再登録を行わないものとされているが、一定の特別な事情を有する医師、歯科医師又は薬剤師については、取消し後5年未満であっても再登録を行うことができるとされており、その事情によって再登録を認めることができる期間が定められている。設問の場合には、取消し後2年未満で再登録を認めることができるとされている。
- B ○ 法115条の2、令43条の2、平成21.4.30保保発0430002号。設問の通り正しい。
- C × 法附則3条1項、則163条。特定健康保険組合となるためには、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

- D × 法95条1号。設問の場合、厚生労働大臣は指定訪問看護事業者の指定を取り消すことができる。
- E × 法63条1項、法99条1項、昭和26.5.1保文発1346号、昭和26.10.16保文発4111号。設問の場合、所定の要件を満たしていれば、傷病手当金も支給される。

〔問 3〕 正解 B（アとウ）

- ア ○ 法99条1項、昭和29.10.25保険発261号。設問の通り正しい。
- イ × 法88条1項、平成30.3.5保発0305第3号。指定訪問看護は、原則として利用者1人につき「週3日」を限度として受けられるとされている。
- ウ ○ 法3条7項、則38条2項、平成20.4.25庁保険発0425001号、平成25.11.18保保発1118第1号。設問の通り正しい。

※なお、設問の証明書については、被保険者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、被保険者からの暴力があった事実を証明するものではないという理由から、平成25年通達の改正により、「配偶者から暴力の被害を受けている旨の証明書」が「配偶者からの暴力を理由として保護した旨の証明書」に書き替えられている（設問の記載は当該改正前の記載となっている）。ただし、問3中イ、エ、オは明らかに誤りであるため、アとウを正解肢とした。

- エ × 法3条1項3号。所在地が一定しない事業所に使用される者は、使用期間にかかわらず被保険者となることはない。
- オ × 法3条7項1号、則37条の2。設問の父は、日本国内に住所を有しておらず、また、日本国内に生活の基礎があるとして厚生労働省令で定める者にも該当しないため、被扶養者としては認められない。

〔問 4〕 正解 D

- A ○ 法159条の2。設問の通り正しい。
- B ○ 法63条1項、昭和28.4.3保険発59号。設問の通り正しい。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- C ○ 法106条、法附則3条6項、平成23.6.3保保発0603第2号。設問の通り正しい。
- D × 法115条、令42条9項、平成21.4.30厚労告292号。設問の場合、当該療養に係る高額療養費算定基準額は、「20,000円」である。
- E ○ 法35条、昭和50.3.29保険発25号・庁保険発8号。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 E（エとオ）

- ア × 法3条7項、昭和27.6.23保文発3533号。被保険者が世帯主である必要もない。
- イ × 法37条1項。保険者は、正当な理由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であっても、受理することができる。
- ウ × 法3条1項4号。設問の場合、一般の被保険者とはならない。季節的業務に4か月以内の期間を限って使用される者は、一般の被保険者とはならず、継続して4か月を超えて使用されることになっても、一般の被保険者とはならない。なお、当初から継続して4か月を超える予定で使用される者は、初めから一般の被保険者となる。
- エ ○ 法3条1項、法35条、法36条、昭和26.12.3保文発5255号。設問の通り正しい。
- オ ○ 法161条2項、昭和2.2.18保理578号、昭和4.1.18事発125号。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 A

- A × 法104条、法附則3条5項、6項。資格喪失後の傷病手当金の継続給付の支給要件を満たしている者であっても、その者が特例退職被保険者である場合には、当該傷病手当金の継続給付は行われない。
- B ○ 法120条、昭和3.3.14保理483号。設問の通り正しい。
- C ○ 法57条1項、昭和31.11.7保文発9218号。設問の通り正しい。
- D ○ 法119条、昭和26.5.9保発37号。設問の通り正しい。

- E ○ 法116条、昭和36.7.5保険発63号の2。設問の通り正しい。死亡は最終1回限りの絶対的事故であること等から、設問の場合、埋葬料は支給される。

〔問 7〕 正解 E

- A ○ 法129条2項1号。設問の通り正しい。
B ○ 法7条の31, 2項、3項。設問の通り正しい。
C ○ 法150条4項、則154条。設問の通り正しい。
D ○ 法14条、法218条。設問の通り正しい。
E × 法165条1項、2項、令49条。設問の場合において前納すべき額は、前納に係る期間の各月の保険料の額の合計額から政令で定める額を控除した額である。

〔問 8〕 正解 C

- A ○ 則25条3項。設問の通り正しい。
B ○ 法199条2項。設問の通り正しい。
C × 令7条1項。設問中「3分の2以上」は正しくは「3分の1以上」であり、「30日以内」は正しくは「20日以内」である。
D ○ 法75条の2, 1項2号、則56条の2。設問の通り正しい。
E ○ 法87条1項、則66条、平成11.3.30保険発39号・庁保険発7号。設問の通り正しい。

〔問 9〕 正解 C

- A ○ 法3条7項1号、則37条の2, 2号、令和元.11.13保保発1113第1号。設問の通り正しい。
B ○ 法41条1項、平成29.6.2事務連絡。設問の通り正しい。
C × 法43条1項、平成29.6.2事務連絡。設問の場合、実際に変動後の報酬を受けた月を起算月として随時改定が行われる。
D ○ 法42条1項、平成29.6.2事務連絡。設問の通り正しい。

- E ○ 法3条1項、法35条、昭和13.10.22社庶229号、昭和26.11.28保文発5177号。設問の通り正しい。

〔問 10〕 正解 D

- A × 法99条1項、昭和33.7.8保険発95号。設問の場合、休業補償給付の額が傷病手当金の額を下回るときは、その差額が傷病手当金として支給される。
- B × 則26条1項、則29条1項、平成31.3.29年管管発0329第7号。設問の場合は、当該事実を確認できる書類の添付は求めないこととされている。
- C × 法33条。被保険者からの希望がある場合でも、事業主に適用事業所ではなくするための認可の申請をする義務は生じない。
- D ○ 法159条、則135条2項。設問の通り正しい。
- E × 法99条1項カッコ書、法102条1項。出産手当金は、労務に服しなかった期間に対して支給されるものであるため、通常の労務に服している期間については支給されない。

厚生年金保険法

〔問 1〕 正解 D

- A ○ 則63条1項。設問の通り正しい。
- B ○ 法38条の2, 1項ただし書。設問の通り正しい。
- C ○ 法58条1項4号、法59条1項カッコ書。設問の通り正しい。
- D × 法52条3項。設問の場合、原則として、当該受給権者は実施機関の診査を受けた日から起算して1年を経過した日後でなければ改定の請求を行うことはできない。なお、障害厚生年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合には、実施機関の診査を受けた日から起算して1年を経過した日後でなくても改定の請求を行うことができる。
- E ○ 法44条2項。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 A

- A × 則1条1項、2項。設問の場合、2以上の事業所に使用されるに至った日から10日以内に、所定の事項を記載した届書を日本年金機構に提出しなければならない。
- B ○ 法90条4項。設問の通り正しい。
- C ○ 則15条1項。設問の通り正しい。
- D ○ 則13条の2, 1項。設問の通り正しい。
- E ○ 法63条3項。設問の通り正しい。妻と子は同順位であるため、子が出生しても妻の有する遺族厚生年金の受給権は消滅しない。

〔問 3〕 正解 D（ウとエ）

- ア × 法19条、法81条2項。月末日で退職したときは、その翌月が資格喪失月となるため、退職した日が属する月の保険料は徴収される。

イ × 令3条の12の14。設問の場合、当該特定被保険者が死亡した日の前日に3号分割標準報酬改定請求があったものとみなされる。

ウ ○ 法100条の5,1項。設問の通り正しい。

エ ○ 法100条の6,1項。設問の通り正しい。

オ × 法53条2号、3号。支給停止された障害厚生年金の受給権者が65歳に達する日の前日までに障害等級3級に該当する程度の障害の状態となったときは、当該障害厚生年金の支給停止が解除され、支給が再開される。なお、障害厚生年金の受給権は、受給権者が、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく3年を経過し、かつ、当該受給権者が65歳に達しているときは、消滅する。

〔問 4〕 正解 A

A ○ 令3条の12の12。設問の通り正しい。

B × 法47条。設問の場合、「初診日要件」、「障害認定日における障害の程度要件」及び「原則的な保険料納付要件」のいずれも満たしているため、障害厚生年金が支給される。なお、特例による保険料納付要件は、初診日において65歳以上の者には適用されない。

C × 法52条7項、国年法36条2項。設問の場合、障害基礎年金については支給停止が解除され、障害厚生年金については、障害等級3級から2級に改定されことになるため、障害等級2級の障害基礎年金及び障害厚生年金が支給される。なお、実施機関の職権による改定及び増進改定請求は、65歳以上の者であって、かつ、障害厚生年金の受給権者（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による障害基礎年金の受給権を有しないものに限る。）については、行うことができない。

D × 法50条3項。障害等級3級の障害厚生年金の最低保証額は、障害等級2級の障害基礎年金の年金額の $\frac{4}{3}$ に相当する額である。

- E × 法47条。初診日において厚生年金保険の被保険者でない者に障害厚生年金が支給されることはない。

〔問 5〕 正解 E

- A ○ 法25条。設問の通り正しい。
- B ○ 法59条2項。設問の通り正しい。父母は、配偶者又は子が遺族厚生年金の受給権を取得したときは、遺族厚生年金を受けることができる遺族としない。
- C ○ 法78条の22。設問の通り正しい。
- D ○ 法41条1項。設問の通り正しい。
- E × 法41条2項。老齢厚生年金については、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、租税その他の公課を課することができる。

〔問 6〕 正解 C

- A × 法2条の5, 2号、令1条1項3号ホ。設問の事務は、国家公務員共済組合連合会が行う。
- B × 法6条4項、則13条の3。設問の場合、当該事業所に使用される者の2分の1以上の同意を得たことを証する書類を添えることを要する。
- C ○ 則15条3項、則29条の2。設問の通り正しい。
- D × 則13条の2, 4項。設問の場合、当該事実があった日から10日以内に、所定の事項を記載した届書を提出しなければならない。
- E × 法9条、昭和24. 7. 28保発74号。株式会社の代表取締役及び代表取締役以外の取締役は、いずれも被保険者となることがある。

〔問 7〕 正解 E (エとオ)

- ア ○ 法12条5号ハ、(24)法附則17条1項。設問の通り正しい。
- イ ○ 法12条5号ロ、(24)法附則17条1項。設問の通り正しい。

ウ ○ (24)法附則17条5項。設問の通り正しい。

※厳密には、国又は地方公共団体の適用事業所に使用される特定4分の3未満短時間労働者については、当該適用事業所が特定適用事業所でなくても、被保険者となることとされている。

エ × (24)法附則17条2項。特定適用事業所に該当しなくなった適用事業所に使用される特定4分の3未満短時間労働者は、事業主が実施機関に所定の申出をしない限り、厚生年金保険の被保険者となる。

オ × (24)法附則17条の3。当分の間、適用事業所以外の事業所に使用される特定4分の3未満短時間労働者については、法10条第1項（任意単独被保険者）の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としな^いこととされている。

〔問 8〕 正解 C

A ○ 則35条1項、3項。設問の通り正しい。

B ○ 法68条1項、2項。設問の通り正しい。

C × 法10条1項、法29条。設問の場合、その旨を当該事業所の事業主に通^知しなければならない。

D ○ 法61条1項。設問の通り正しい。

E ○ 法77条1号、法96条1項。設問の通り正しい。

〔問 9〕 正解 B

A × 法43条3項。設問の場合、資格喪失日である令和2年6月30日（70歳到達日）から起算して1月を経過した日が属する月である令和2年7月分から年金額が改定される。

B ○ 則15条の2,1項、則22条1項4号。設問の通り正しい。

C × 法10条。任意単独被保険者となるための認可の申請をするに当たっては、必ず事業主の同意を得なければならない。設問のような例外規定は設けられていない。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- D × 平成28.5.13保保発0513第2号。事業主等に対する事情の聴取やタイムカード等の書類の確認を行った結果、残業等を除いた基本となる実際の労働時間又は労働日数が直近の2か月において4分の3基準を満たしている場合で、今後も同様の状態が続くことが見込まれるときは、4分の3基準を満たしているものとして取り扱うこととされている。
- E × 法附則29条1項2号。障害厚生年金の受給権を有したことがある者は、脱退一時金の支給を請求することはできない。

〔問 10〕 正解 E（ウとオ）

- ア ○ 法58条1項2号。設問の通り正しい。
- イ ○ 法附則8条、法附則20条。設問の通り正しい。
- ウ × 法附則11条の6,1項。設問の場合における支給停止月額、30,000円である。
- エ ○ 法55条。設問の通り正しい。
- オ × 法59条1項。子がいることは、夫が遺族厚生年金を受けることができる遺族となるための要件とされていない。

国 民 年 金 法

〔問 1〕 正解 B（アとエ）

- ア ○ 法21条2項。設問の通り正しい。
- イ × 法30条1項。設問の者については、障害基礎年金が支給される。
- ウ × 平成26.3.31年発0331第7号。認定対象者の収入について、前年の収入が年額850万円以上であっても、定年退職等の事情により近い将来の年収が年額850万円未満となると認められるのであれば、収入に関する認定要件に該当するものとされる。
- エ ○ 法34条3項、則33条の2の2,1項6号。設問の通り正しい。
- オ × 法52条の2,2項。死亡した者の死亡日においてその者の死亡により遺族基礎年金を受けることができる者があるときであっても、当該死亡日の属する月に当該遺族基礎年金の受給権が消滅した場合は、死亡一時金は支給される。

〔問 2〕 正解 D

- A ○ 法52条の4。設問の通り正しい。
- B ○ 法11条1項、法87条2項。設問の通り正しい。
- C ○ 法附則5条13項。設問の通り正しい。
- D × 法93条1項。保険料4分の3免除期間、保険料半額免除期間又は保険料4分の1免除期間に係る納付すべき保険料についても、前納は可能である。
- E ○ 法39条1項。設問の通り正しい。配偶者に支給する遺族基礎年金の額は、必ず子に係る加算額が加算された額となる。

〔問 3〕 正解 E

- A × 法30条の3, 2項。初診日における被保険者等要件は、基準傷病について問われ、基準傷病以外の傷病については問われない。
- B × 則1条の4, 2項。第3号被保険者がその資格を取得した場合、それが年齢到達によるものであり、機構保存本人確認情報の提供を受けることにより当該事実を確認できるときであっても届出を要する。
- C × 法109条の3, 4項、5項。設問の団体が厚生労働大臣の命令に違反した場合、厚生労働大臣は、保険料納付確認団体の指定を取り消すことができる。
- D × 法52条の2, 1項。設問の死亡者の場合、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数（18か月）及び保険料半額免除期間の月数（24か月）の2分の1に相当する月数（12か月）を合算した月数が30か月であり、「36か月以上」を満たさないため、死亡一時金は支給されない。
- E ○ 法87条の2、法附則5条10項。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 B

- A × 法114条4号。設問の戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、「10万円以下」の過料に処せられる。
- B ○ 法附則9条の3の2, 1項1号。設問の通り正しい。
- C × 法19条1項。従姉弟は、未支給年金を請求することができる遺族の範囲に含まれない。
- D × 法43条。付加年金は、付加保険料納付済期間を有する者が老齢基礎年金の受給権を取得したときに限り、その者に支給される。遺族基礎年金の受給権者である若年の子に付加年金が支給されることはない。
- E × 法18条1項、法29条、法49条1項。設問の夫は老齢基礎年金の支給を受けたことがないため、設問の妻には、寡婦年金が支給される（年金を支給すべき事由が生じた日の属する月にその権利が消滅した場合、年金は支給されない。）。

〔問 5〕 正解 D

- A × 法28条1項。60歳以上65歳未満の期間に任意加入被保険者であったことは、老齢基礎年金の支給繰下げの申出に影響しない。
- B × 法5条1項、3項、(16)法附則19条4項、(26)法附則14条3項。国民年金法における保険料全額免除期間に、「産前産後期間の保険料免除」の規定により保険料を免除された期間は含まれない。国民年金法において、産前産後期間の保険料免除に係る被保険者期間は、保険料納付済期間とされる。
- C × 法18条の4、法37条。設問の保険料納付要件は、行方不明となった日の前日において判断される。
- D ○ 法28条2項。設問の通り正しい。
- E × 法12条の2,1項、則6条の2の2,1項、平成26.11.1年管管発1101第1号。配偶者である第2号被保険者が退職等により厚生年金被保険者の資格を喪失し、第3号被保険者が第1号被保険者に該当する場合等は、その事実を日本年金機構において確認できるため、設問の「被扶養配偶者でなくなった旨の届書（被扶養配偶者非該当届）」の提出は不要とされる。

〔問 6〕 正解 D

- A × 法27条の2,2項、法27条の3,1項。年金額の改定は、受給権者が68歳に到達する年度よりも前の年度では、原則として、「名目手取り賃金変動率」を基準として、68歳に到達した年度以後は、原則として、「物価変動率」を基準として行われる。
- B × 法12条5項、則1条の4,2項。法12条5項の規定による第3号被保険者の資格の取得の届出は、「日本年金機構」に提出することによって行わなければならない。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- C × 則36条の4, 1項。その障害の程度の審査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定した障害基礎年金の受給権者は、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前「3月以内」に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を日本年金機構に提出しなければならないとされている。
- D ○ 法14条、法附則7条の5, 1項。設問の通り正しい。
- E × 法15条、法附則9条の3の2、(60)法附則94条1項。国民年金法において、第1号被保険者としての加入期間に基づき支給されるものとして、付加年金、寡婦年金及び「死亡一時金」があり、そのほかに国民年金法附則上の給付として、特別一時金及び「脱退一時金」がある。

【問 7】 正解 C

- A ○ 法109条の8, 1項。設問の通り正しい。
- B ○ 平成23. 3. 23年発0323第1号。設問の通り正しい。
- C × 法73条、法105条3項、則51条の3, 1項。設問の配偶者が、正当な理由がなく、設問の届書を提出しないときは、遺族基礎年金の支払を一時差し止めることができる。とされている。
- D ○ 法102条1項。設問の通り正しい。
- E ○ 法128条5項。設問の通り正しい。

【問 8】 正解 D（ウとオ）

- ア ○ 法92条の2、法109条の4, 1項17号。設問の通り正しい。
- イ ○ 法108条1項、法109条の4, 1項30号。設問の通り正しい。
- ウ × 法107条1項、法109条の4, 1項29号。設問の権限に係る事務は、厚生労働大臣が自ら行うことができる。
- エ ○ 法108条の3, 1項、2項。設問の通り正しい。

オ × 法14条の3, 2項。厚生労働大臣は、設問の方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、「社会保障審議会」に諮問しなければならない。

〔問 9〕 正解 C

A × 法18条1項、法49条、(6)法附則11条10項、(26)法附則23条10項。特例による任意加入被保険者としての国民年金の被保険者期間は、寡婦年金の規定の適用については第1号被保険者としての国民年金の被保険者期間とみなされず、設問の死亡した夫は、寡婦年金の支給に係る「10年以上」の要件を満たしていないため、設問の妻に寡婦年金は支給されない。また、設問では夫の死亡時期が明記されていないが、設問の夫が令和2年5月以後まで生存していた場合、裁定請求の手続きの有無にかかわらず、原則として、夫は老齢基礎年金の支給を受けたこととされるため、この点においても、設問の妻に寡婦年金は支給されない。

B × 法附則5条1項3号、6項。満額の老齢基礎年金の支給を受けるための納付実績を有していない設問の在外邦人は、任意加入被保険者となるための申出をすることができる。

C ○ 法附則5条1項2号、6項。設問の通り正しい。満額の老齢基礎年金の支給を受けるための納付実績を有していない設問の日本国内に住所を有する者は、任意加入被保険者となるための申出をすることができる。

D × 法26条、(60)法附則47条2項～4項、旧厚年法19条3項、(6)法附則11条1項、(26)法附則23条1項。設問の者は、受給資格期間として認められる期間を10年4か月※有し、老齢基礎年金の受給資格を満たしているため、特例による任意加入被保険者となることはできない。

※ 12か月（昭和60年4月～昭和61年3月）× 4 / 3 + 60か月（昭和61年4月～平成3年3月）× 6 / 5 + 36か月（平成3年4月～平成6年3月）＝124月（10年4か月）

- E × (6) 法附則11条3項、10項、(16) 法附則23条3項、10項。特例による任意加入被保険者は、付加保険料を納付することができない。

〔問 10〕 正解 A (アとウ)

- ア × 法附則9条の2, 6項、法46条、令4条の5, 2項、令12条2項。設問の者の付加年金及び老齢基礎年金の増額率は、「25.2%※」となる。

※ $7/1000 \times 36$ か月〔平成29年4月（65歳到達月）～令和2年3月（繰下げ申出月の前月）〕 = 25.2%

- イ ○ 法89条。設問の通り正しい。

- ウ × 法26条、法附則9条の3の2, 4項、設問の者の平成7年4月から平成9年3月までの2年間は、当該期間に係る脱退一時金の支給を受けたことにより被保険者でなかったものとみなされ、また、合算対象期間ともされず、国民年金の保険料納付済期間を8年しか有しない設問の者は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たさない。

- エ ○ 法94条1項。設問の通り正しい。

- オ ○ 則75条。設問の通り正しい。